

国会公契第 44 号
国官技第 477 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局
総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局
事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

週休 2 日交替制適用工事の試行について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」(令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 31 号、国官技第 375 号)により、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休 2 日交替制適用工事」を行っているところであるが、週休 2 日交替制適用工事の取組状況等を踏まえ、令和 7 年度以降に発注する週休 2 日交替制適用工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日交替制

- ①完全週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日確保する取組をいう。
- ②月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。
- ③通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

2. 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。
- ②月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- ③通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 完全週休2日交替制Ⅰ型

受注者が、完全週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日交替制は必須）

(2) 完全週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

4. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休2日交替制適用工事】

- ・ 労務費 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日交替制適用工事】

- ・ 労務費 1.02
- ・ 現場管理費率 1.02

(2) 補正方法

①完全週休2日交替制Ⅰ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2

日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休2日交替制Ⅱ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日交替制を希望しないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う「週休2日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。